



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

# 神奈川県再犯防止推進計画

[2019年度～2023年度]

罪を犯した人が立ち直り、  
地域社会の一員として、  
ともに生き、支え合う社会づくり

2019年3月



## 計画の策定に当たって



神奈川県は、これまで罪を犯した人や非行をした少年の自立や更生を助けるため、更生保護施設への支援や社会を明るくする運動への協力など、国や民間団体が行う更生保護の取組を支援し、罪を犯した人の立ち直りに取り組んでまいりました。2019年は、こうした更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。

この間、本県における刑法犯の認知件数は、2002年の19万件をピークに減少傾向にあり、2017年は約5万4千件でした。しかし、検挙された人員に占める再犯者の比率は上昇し、2017年には48.5%となり、検挙人員の半数近くが再犯者となっています。犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することと合わせて、罪を犯した人の立ち直りを支える取組は、今後ますます重要なものになってくると考えられます。

また、2016年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められました。

こうした中、県では、2018年に神奈川県再犯防止推進会議を設置し、民間団体の方々や国の関係機関と協議を重ね、これまで行ってきた県の取組や、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進するため、このたび「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画は、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間として、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」及び「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」を5つの大きな柱として、施策を展開していきます。

計画の策定に当たっては、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ご協力いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

また、県では2016年7月に、津久井やまゆり園において発生した大変痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年10月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

今後、憲章の理念も踏まえ、県民の皆様や関係団体と協働・連携しながら、「ともに生き、支え合う社会」と「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、この計画に基づく取組を推進してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2019年3月

神奈川県知事 黒岩祐治



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	3
3 計画の基本方針.....	4
4 計画の期間.....	4
<b>第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況</b> .....	7
1 犯罪の発生状況.....	7
2 検察における事件の状況.....	8
3 矯正施設における入所者等の状況.....	10
4 更生保護に関わる状況.....	14
<b>第3章 施策の展開</b> .....	17
1 就労・住居の確保.....	17
(1) 就労の確保.....	17
(2) 住居の確保.....	19
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進.....	21
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援.....	21
(2) 薬物依存を有する者等への支援.....	27
3 非行の防止等.....	29
(1) 非行の防止等.....	29
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援.....	33
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援.....	33
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進.....	35
(1) 民間協力者の活動の促進.....	35
(2) 広報・啓発活動の推進.....	37
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	41
1 推進体制.....	41
2 進行管理.....	42
<b>第5章 資料</b> .....	43
再犯の防止等の推進に関する法律.....	43
再犯防止推進計画 [概要] .....	48
用語の説明.....	49
計画の策定経緯.....	54

国、県及び民間の取組……………18、20、24、25、26、28、31、32、36、38、39、40

**【「第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況」について】**

計画において引用する各種統計・調査データは、2019年1月末現在で確定・公表されているデータを使用しています。

**【「用語の説明」について】**

一般的な用語や略語については、巻末に「用語の説明」としてまとめました。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の趣旨

2016年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、2019年度を初年度とする「神奈川県再犯防止推進計画」を策定します。

#### (2) これまでの再犯防止の取組・方針

全国において、刑法犯により検挙された再犯者については、2006年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(以下「再犯者率」という。)は一貫して上昇し続け、2016年には現在と同様の統計を取り始めた1972年以降最も高い48.7%となりました。

平成19年版犯罪白書では、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

2012年7月には、犯罪対策閣僚会議において、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、2013年12月には、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定しました。2014年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定しました。

2016年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障がいのある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定しました。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、国の経済活性化の基盤であると

の観点から、2005年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2018」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできました。

また、再犯の防止等に関する取組は、2020年に日本において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

このような中、2016年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が制定、施行されました。

そして、2017年12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画が策定されました。

本県においては、国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設が行う継続保護事業への支援を行うほか、2010年12月に「神奈川県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障がいにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援してきました。

他方で、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、2009年4月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同月、この条例に基づく「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」や、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」において支援を行うなど、犯罪被害者等への支援施策を進めてきました。

### (3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること、並びに、自ら社会復帰のために努力することが重要であり、刑事司法関係機関が中心となり、これらを支える取組を実施してきました。しかし、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘され、国、地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになりました。

本県においては、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進し、また、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯防止推進法に基づき、再犯の防



止等に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担により、その地域の状況に応じた施策を策定、実施します。

また、2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。

#### 「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

## (4) 計画の基本目標

国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。

## 2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために、神奈川県内を対象区域として策定する計画です。

本計画において、同法第2条第2項の定義により、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

### 3 計画の基本方針

- (1) 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- (2) 国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。
- (3) 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- (4) 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

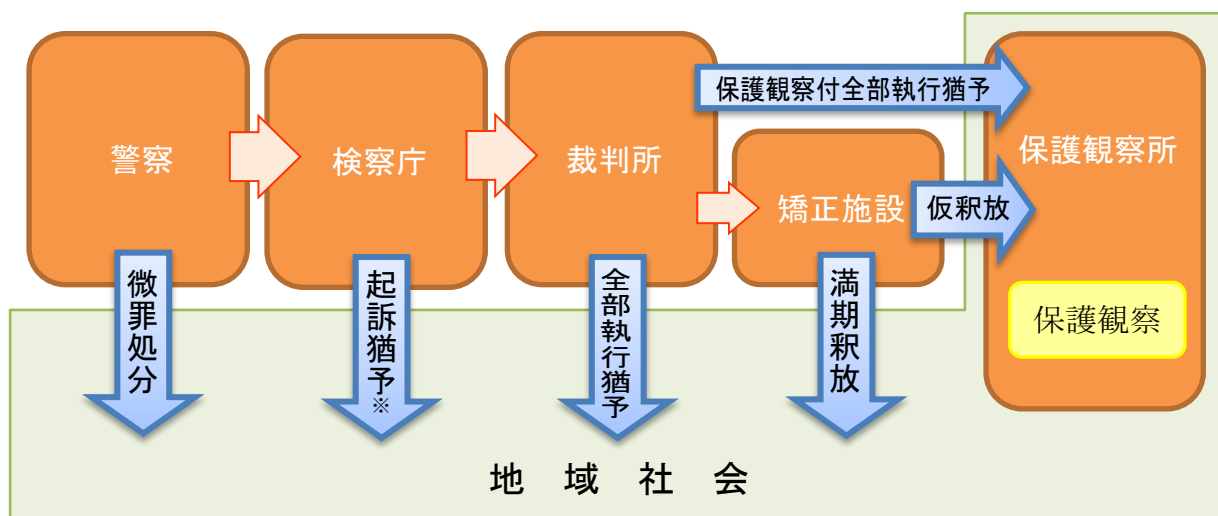
県は、これら5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」及び「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」に取り組みます。

### 4 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

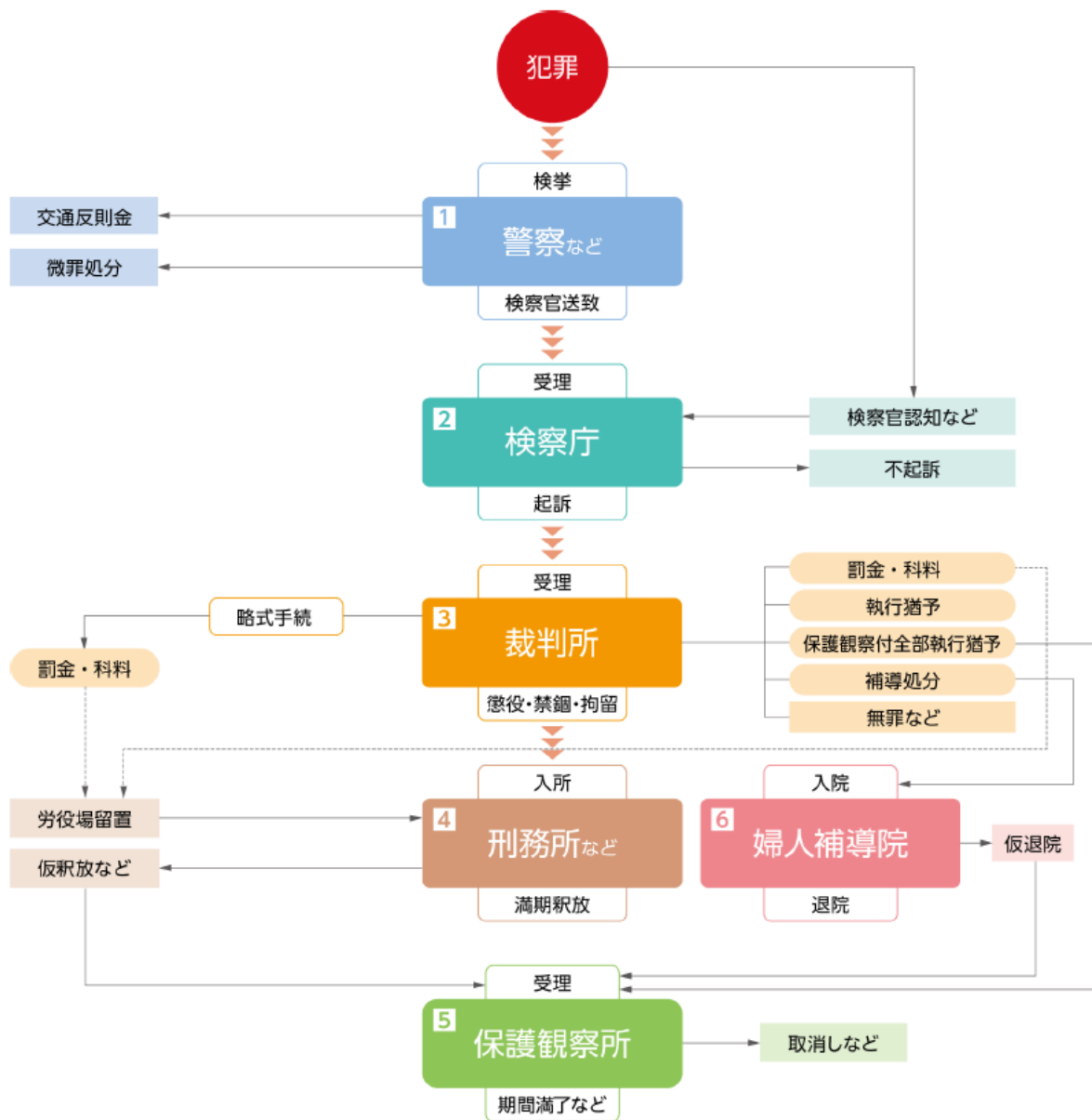
#### 「犯罪をした者等」とは

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含まれます。こうして地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

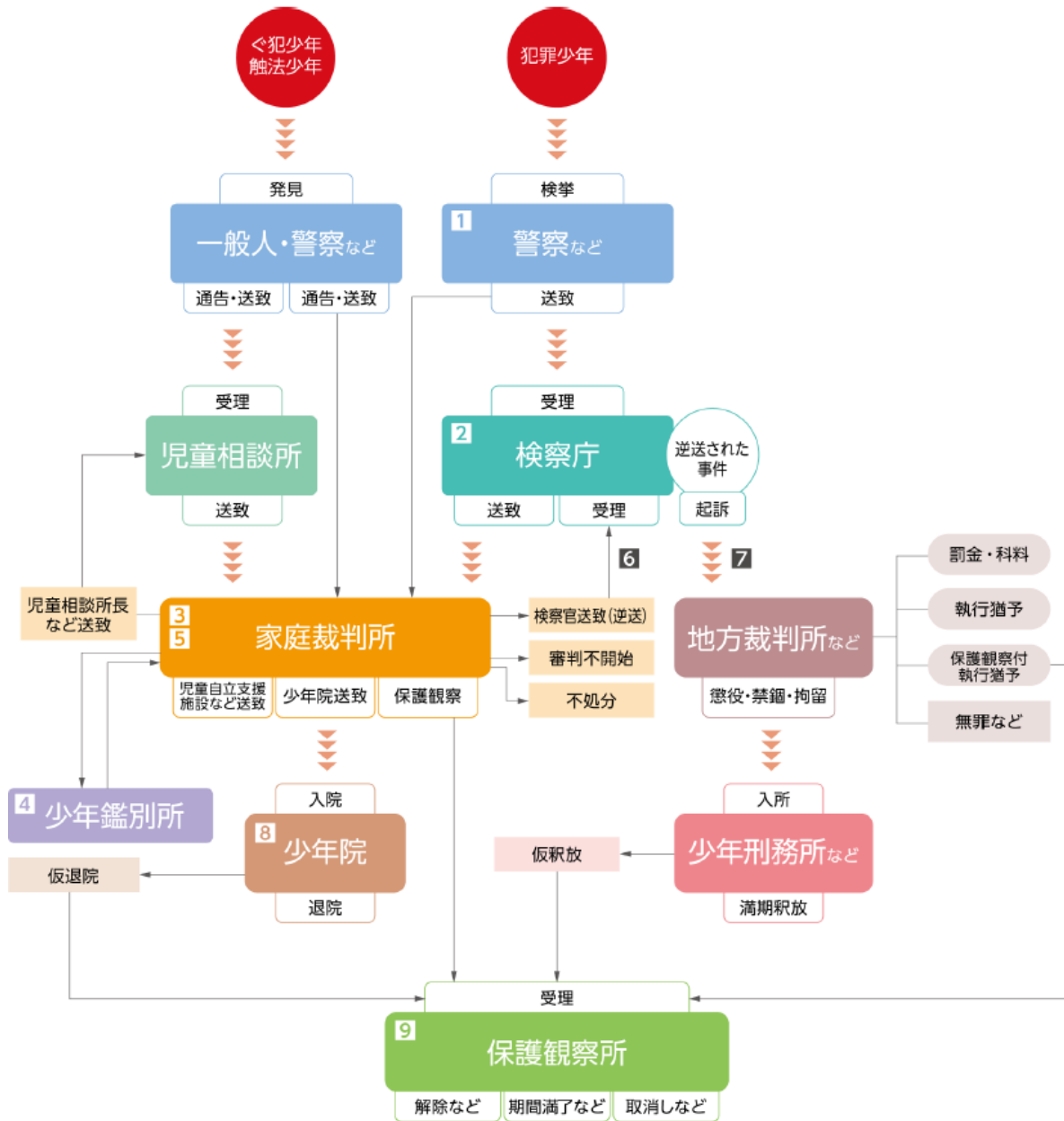


※ 起訴猶予処分とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

<参考 1> 成人による刑事事件の流れ（出典；平成 30 年版再犯防止推進白書）



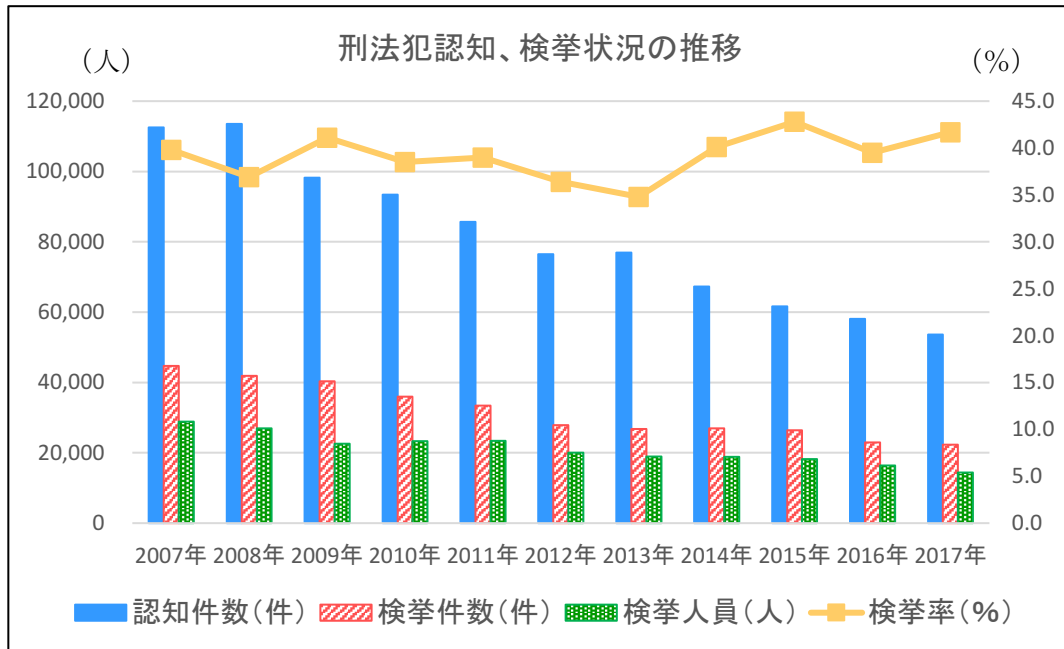
<参考2> 非行少年に関する手続きの流れ（出典；平成30年版再犯防止推進白書）



## 第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

### 1 犯罪の発生状況

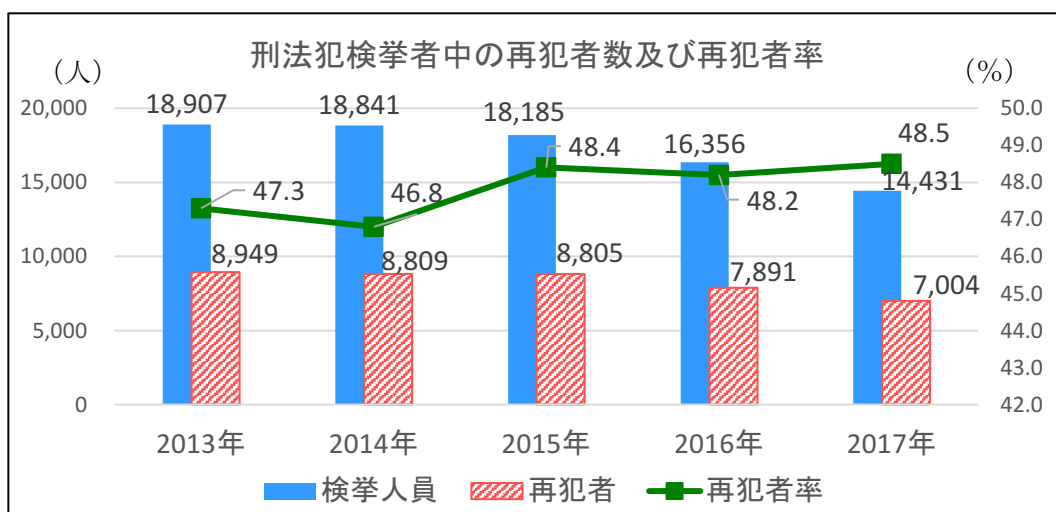
#### (1) 刑法犯認知、検挙状況



	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
認知件数(件)	112,529	113,556	98,216	93,369	85,659	76,511	76,962	67,295	61,664	58,127	53,628
検挙件数(件)	44,747	41,913	40,380	35,964	33,420	27,855	26,800	26,995	26,416	22,964	22,338
検挙人員(人)	28,841	26,969	22,558	23,304	23,448	20,038	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431
検挙率(%)	39.8	36.9	41.1	38.5	39.0	36.4	34.8	40.1	42.8	39.5	41.7

注 神奈川県警本部作成の犯罪統計資料による。

#### (2) 再犯者数の推移

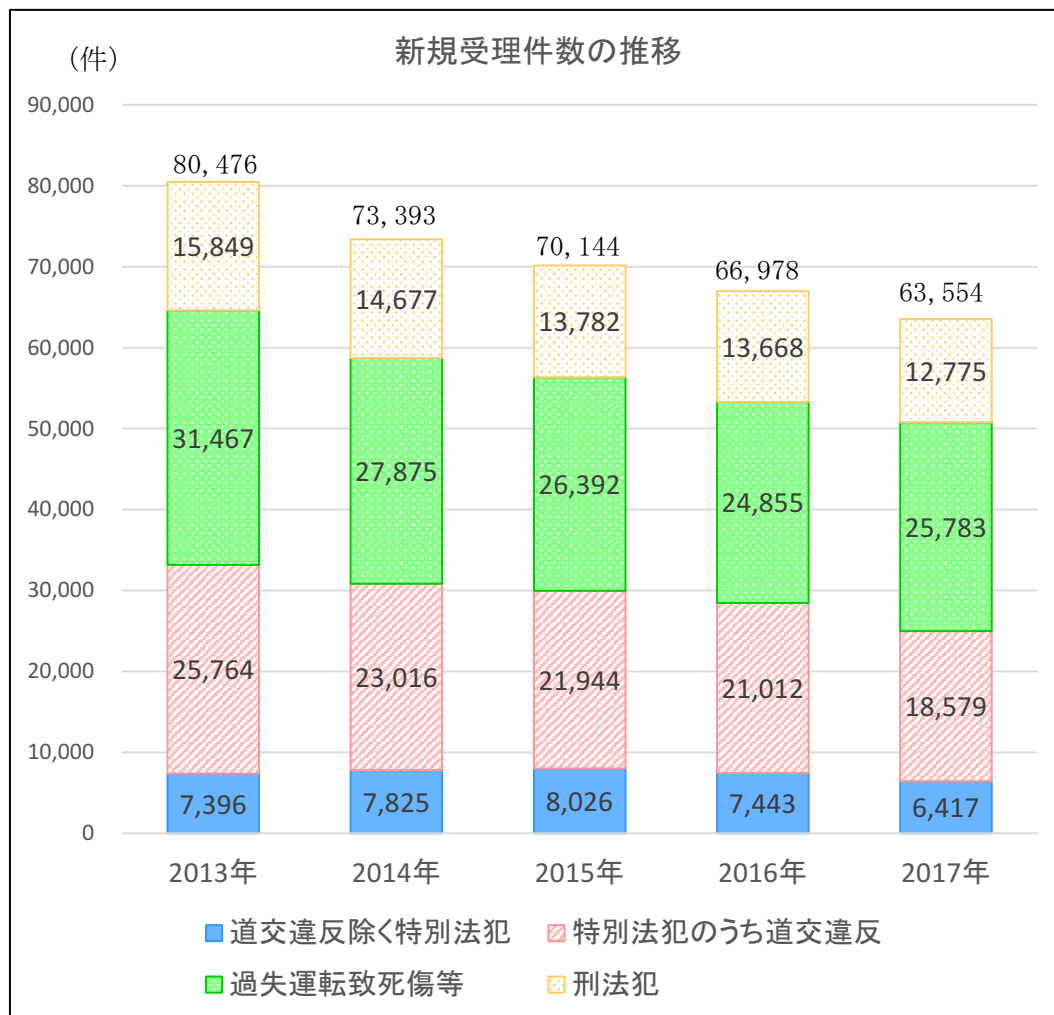


注 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

## 2 検察における事件の状況

※ 検察統計年報による。

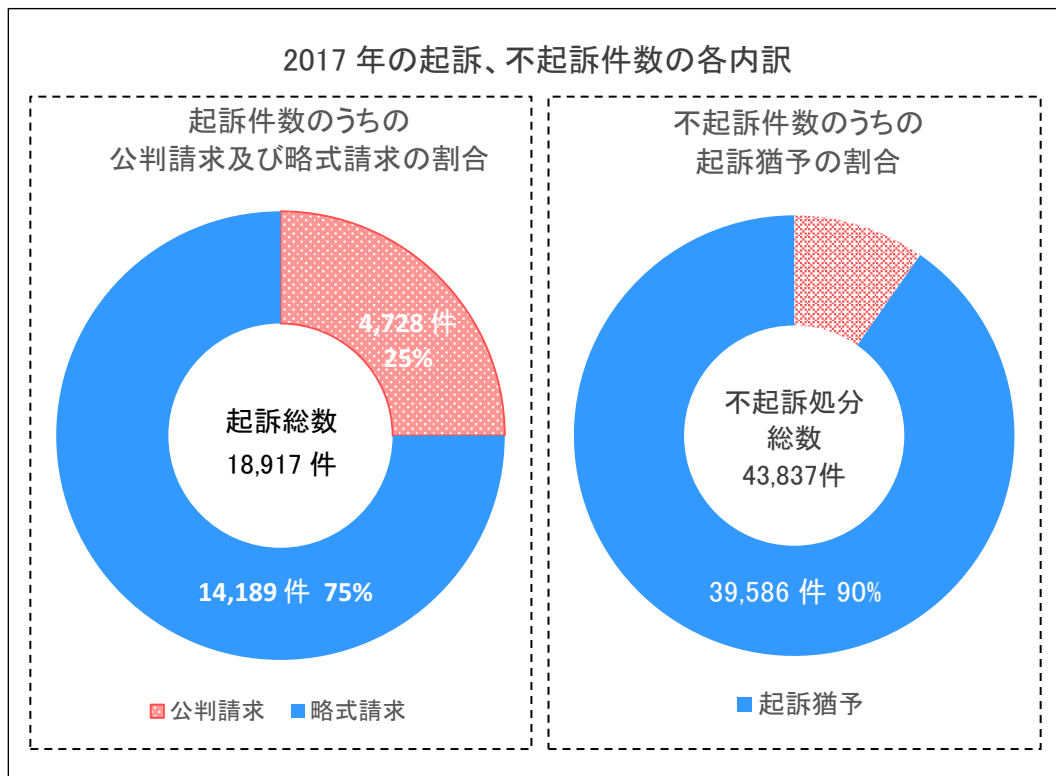
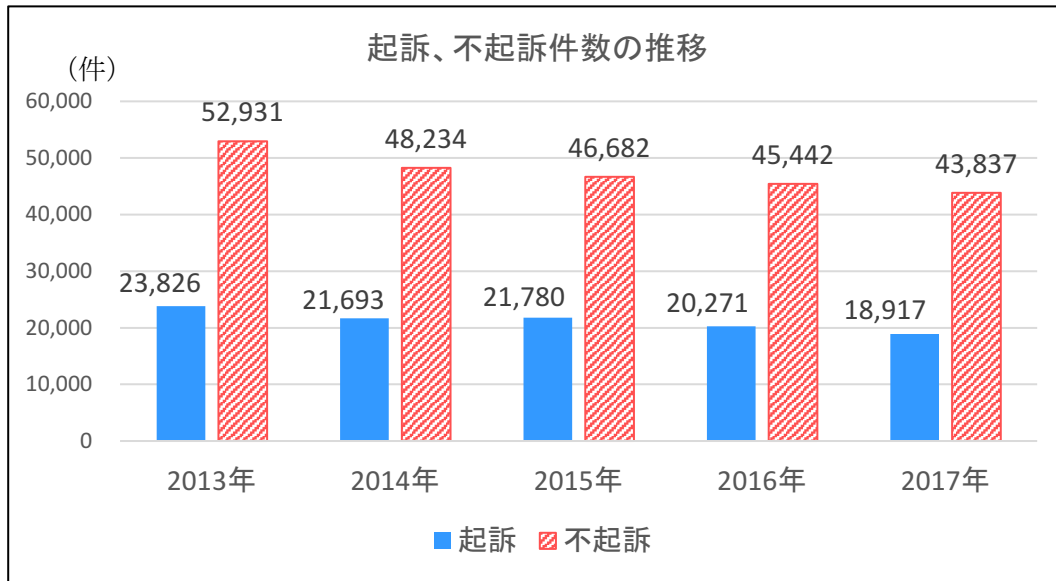
### (1) 新規受理件数の推移



注1 特別法犯は、刑法犯及び過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例違反を含む。

注2 道交違反は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

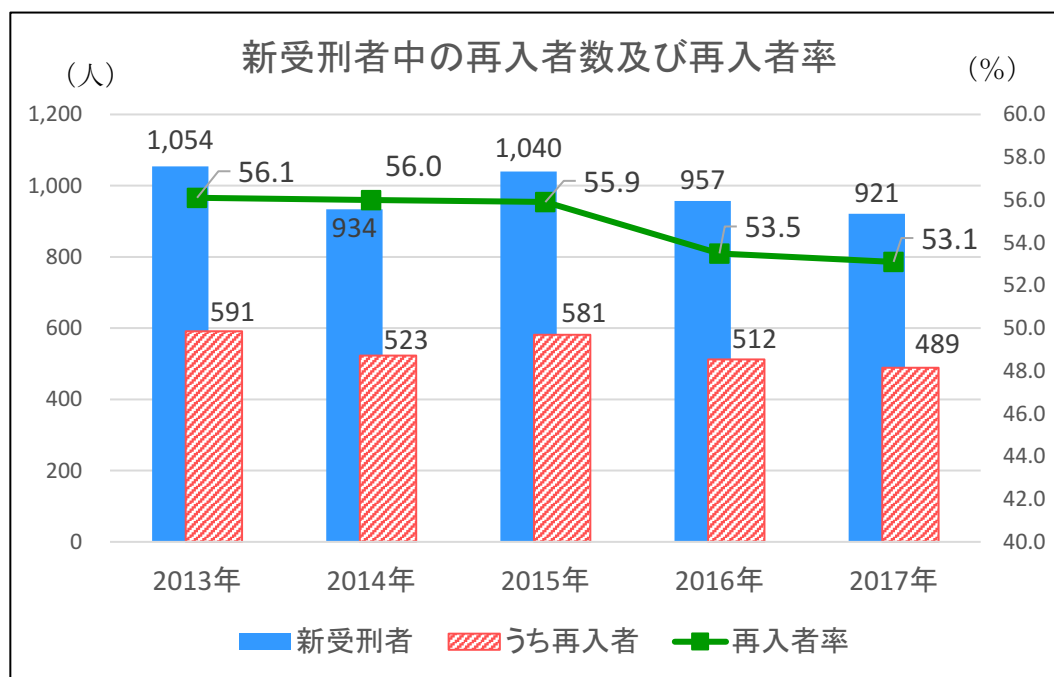
## (2) 事件の処分状況



### 3 矯正施設の入所者等の状況について

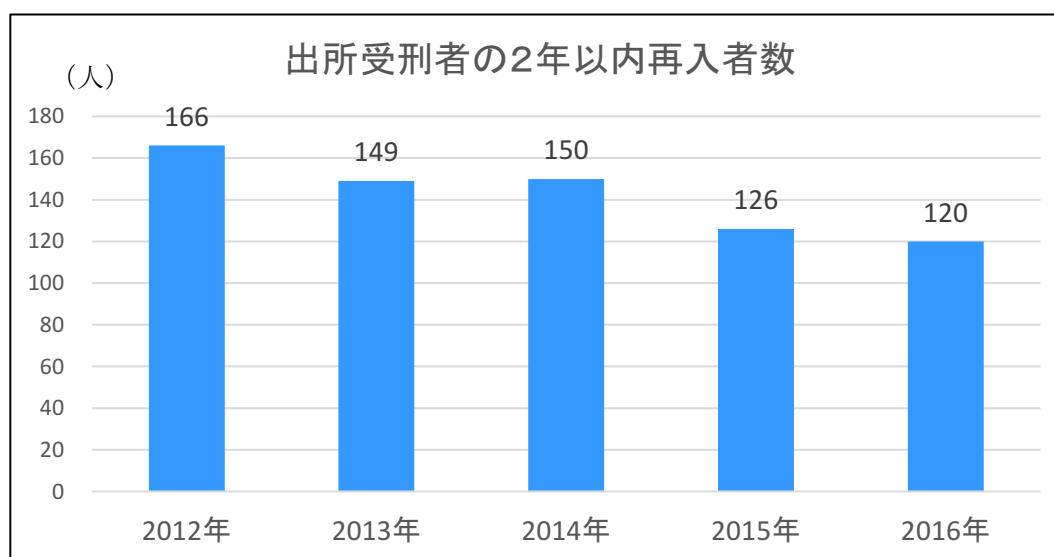
- ※1 法務省調べによる。
- ※2 新受刑者は、当該年に刑事施設に入所した者の統計。
- ※3 (3)を除き、犯罪時の居住地が神奈川県である者の統計。

#### (1) 再入者（入所度数が2度以上の者）の状況



注 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合。

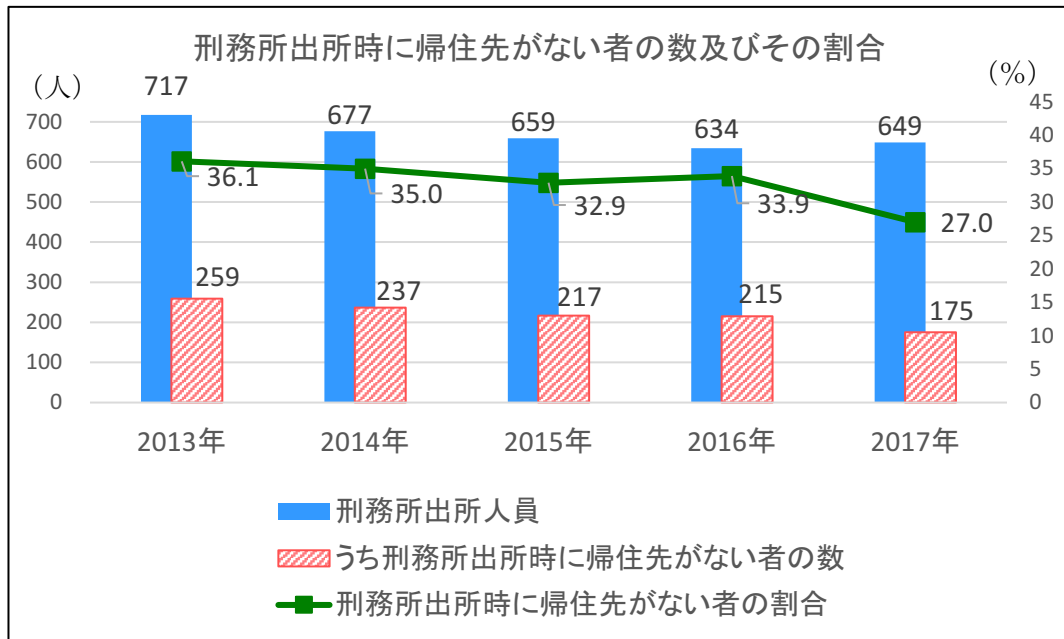
#### (2) 2年以内再入者の状況



注 2年以内再入者数は、該当年及び該当年の翌年の再入者数。



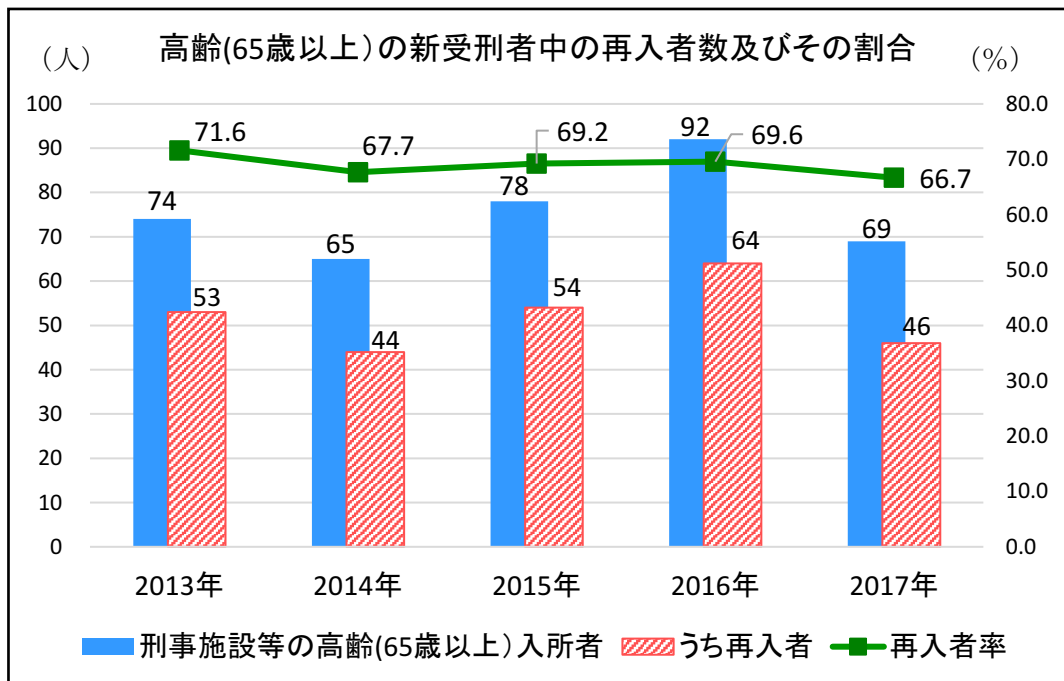
### (3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



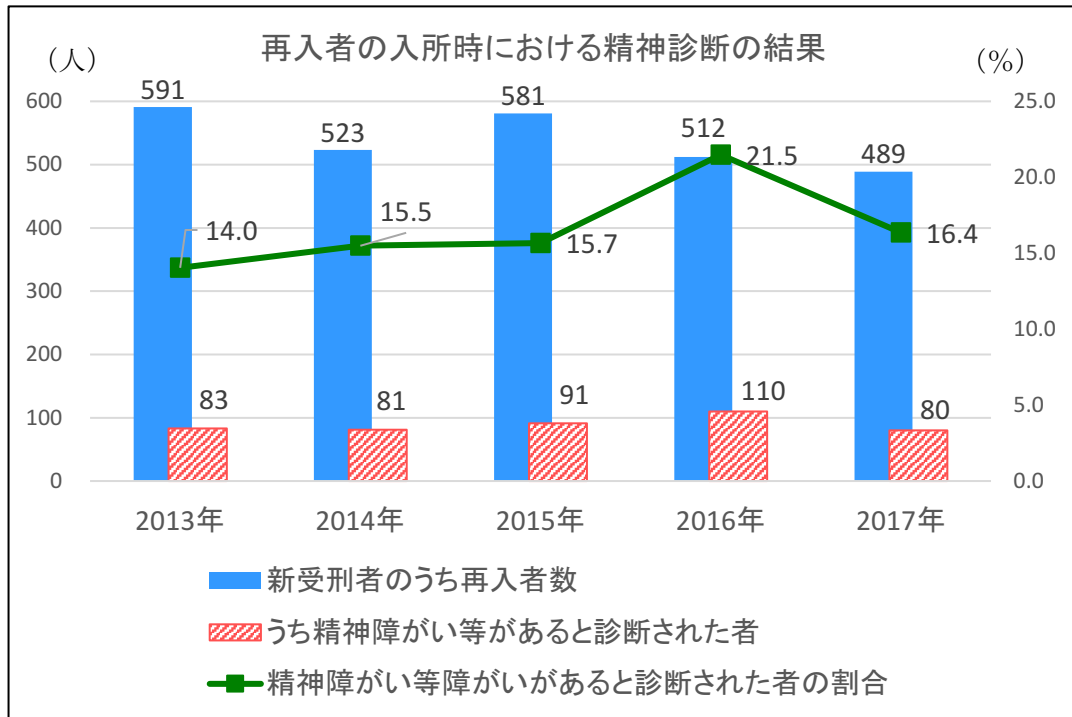
注1 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

注2 神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値。

### (4) 高齢（65歳以上）受刑者の状況

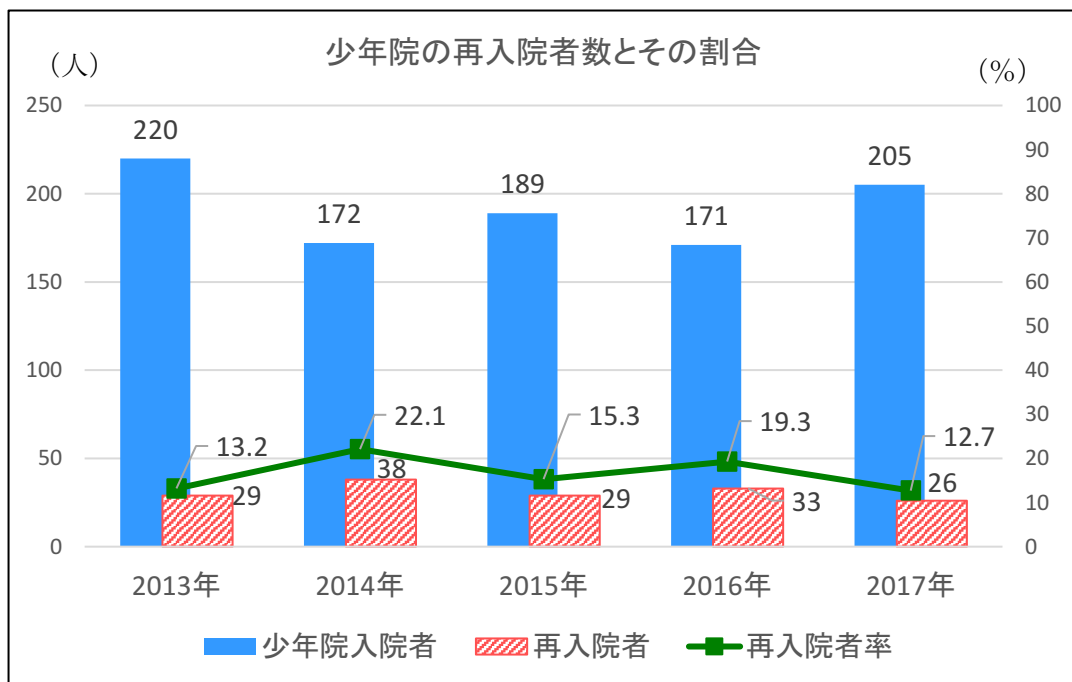


## (5) 再入者の入所時における精神診断の状況

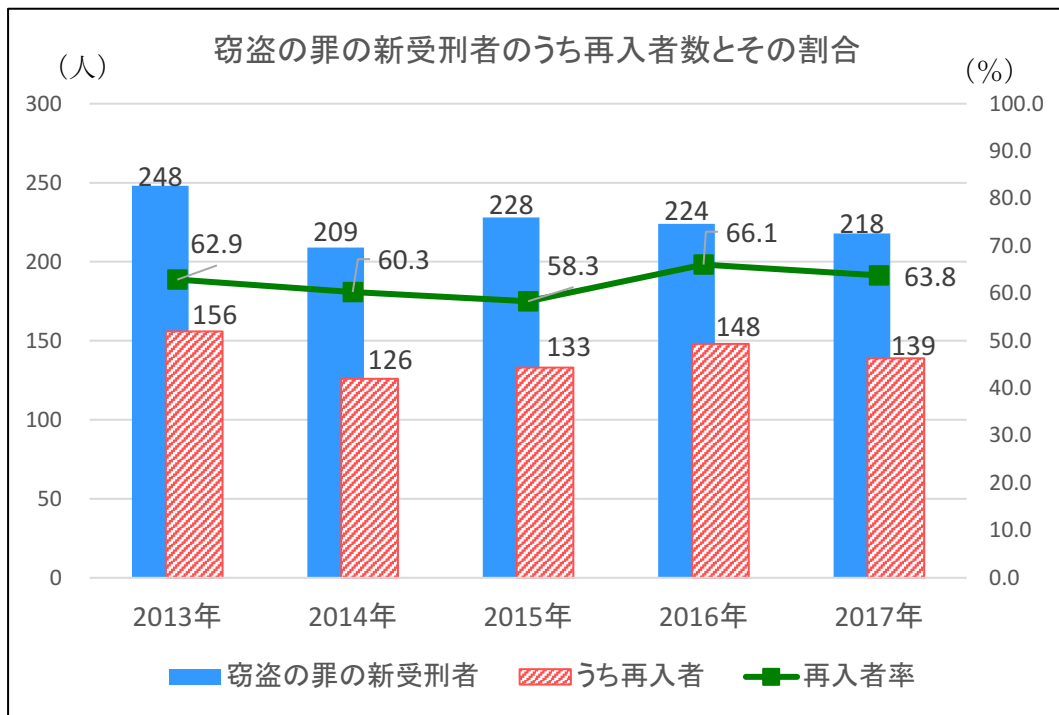


注 「精神障がい等があると診断された者」とは、刑事施設等において、知的障がい、人格障がい、神経症性障がい、及び、その他の精神障がい（精神作用物質使用による精神及び行動の障がい、統合失調症、気分障がい、発達障がい等を含む。）があると診断された者をいう。

## (6) 少年院入院者の状況



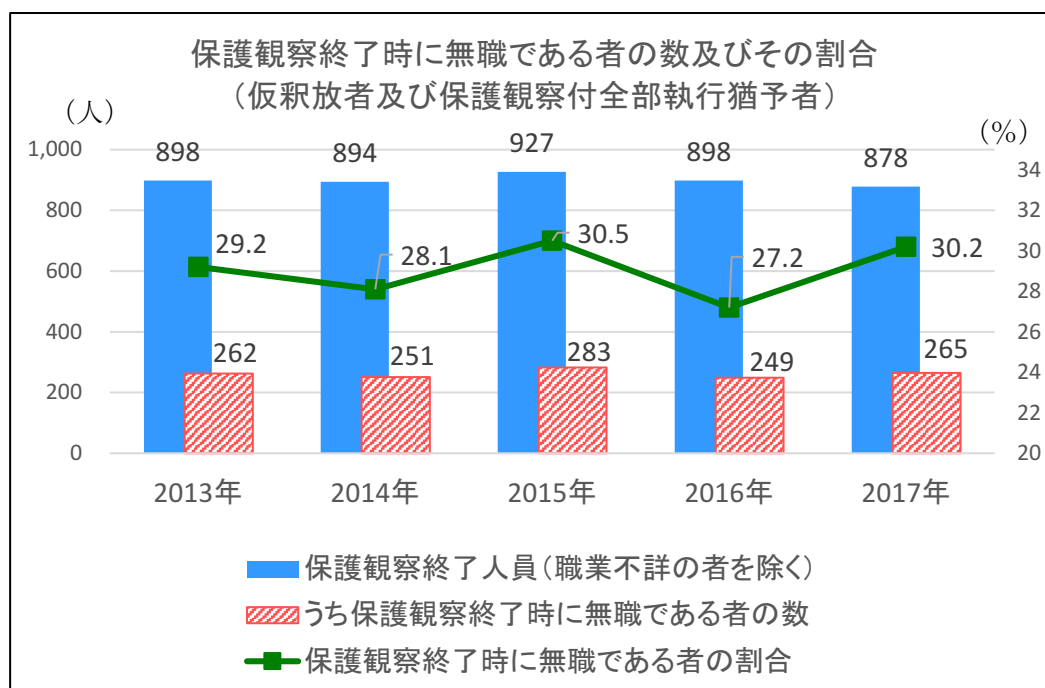
## (7) 窃盗の罪により受刑した者の状況



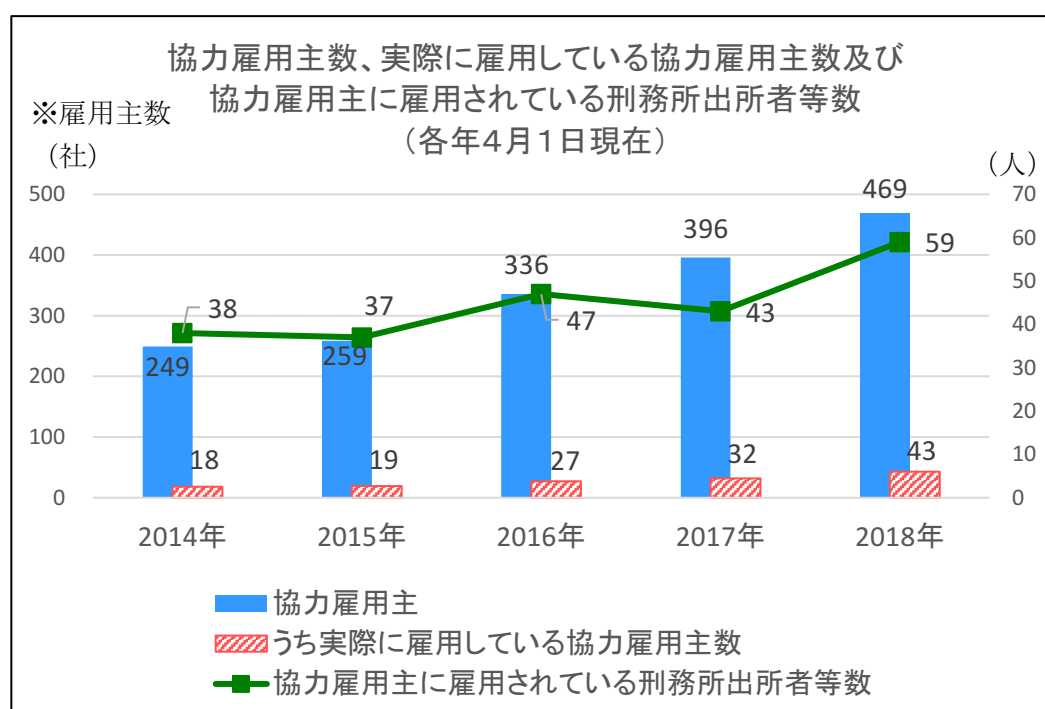
## 4 更生保護に関わる状況

- ※1 法務省調べによる。  
 ※2 横浜保護観察所管内の数値。

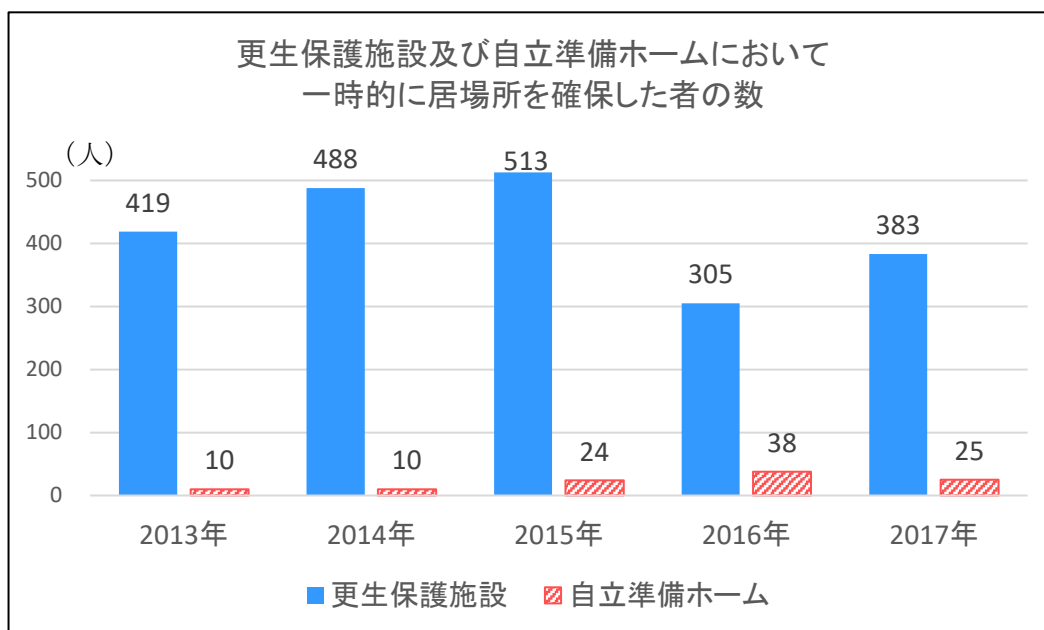
### (1) 保護観察終了時に無職である者の状況



### (2) 協力雇用主等の状況



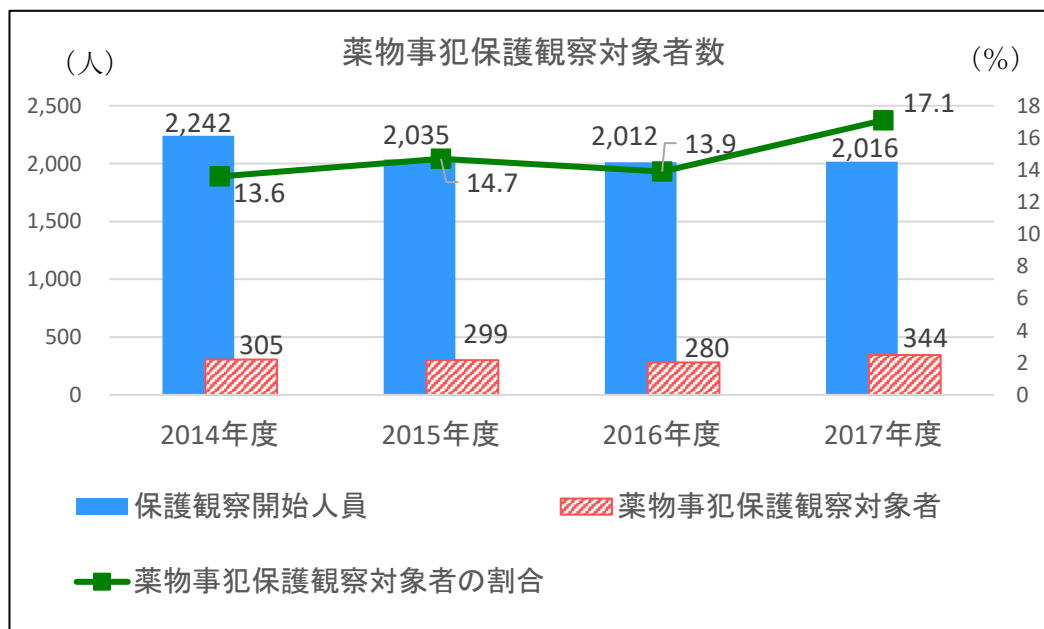
### (3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況



注 2016年から2017年にかけて、更生保護施設川崎自立会が建替により運営休止。

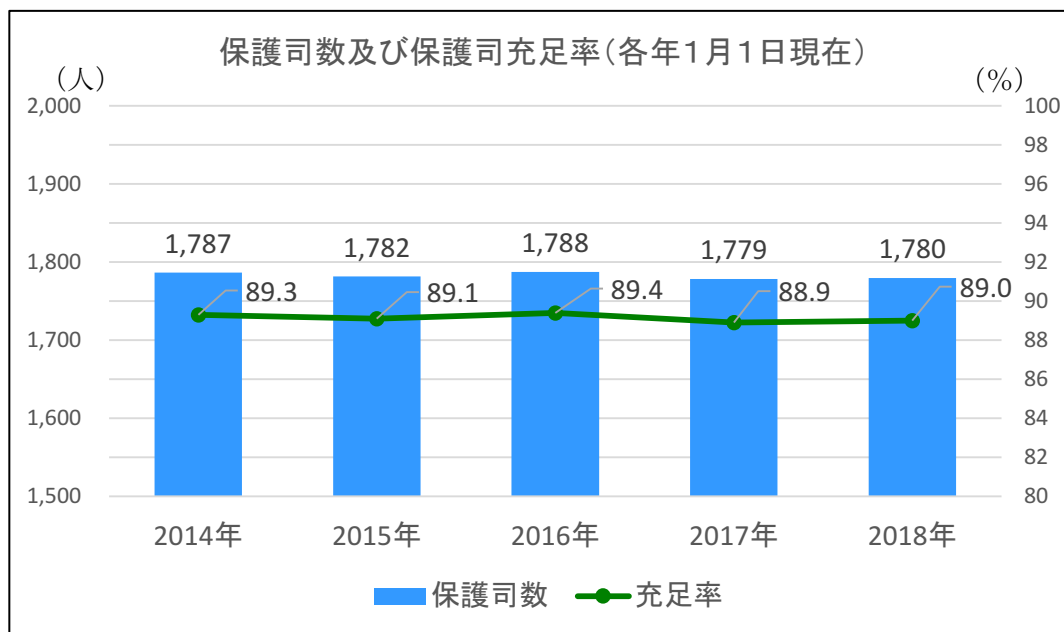
### (4) 薬物事犯保護観察対象者の状況

※2021年3月31日一部数値を訂正



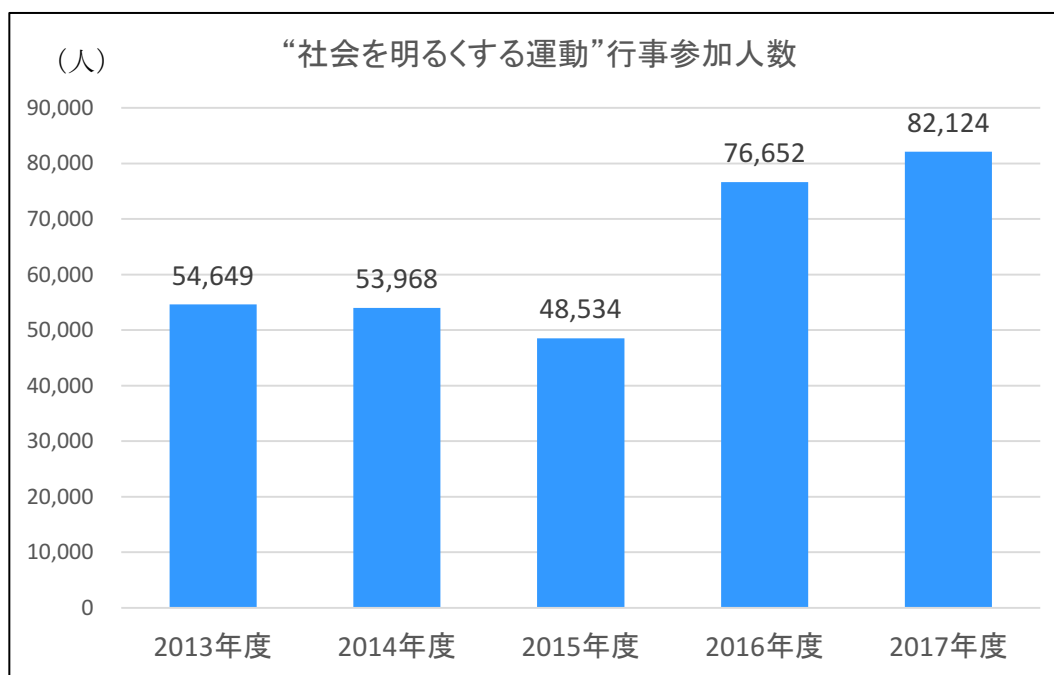
注 保護観察開始人員は、1号観察から4号観察までの合計人数。

## (5) 保護司の状況



注 2018年1月1日現在の神奈川県における保護司定員数は2,001人（保護司法及び、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則による。）。

## (6) “社会を明るくする運動”の状況



注 “社会を明るくする運動” 県及び地区推進委員会において実施した行事の参加人数。

## 第3章 施策の展開

### 1 就労・住居の確保

#### (1) 就労の確保

##### 【現状と課題】

2017年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の約6割が無職者であり、さらに再入者において、約7割が無職者という状況です。不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

協力雇用主の数は近年増加傾向にあります。犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えると、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことや、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっています。

また、雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、早期に退職してしまう者も少なくありません。協力雇用主の確保及び就労後の定着が課題となっています。

##### 【具体的施策】

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。

- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

## 【国の取組】 横浜保護観察所が行う就労支援

### 刑務所出所者等総合的就労支援

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、2006年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

### 更生保護就労支援事業

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。神奈川県では、現在、認定特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構が受託して、事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

神奈川県では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援という一連の支援を、横浜保護観察所と神奈川県が相互の役割分担のもと連携して行っています。

### その他の就労支援

2015年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。



## (2) 住居の確保

### 【 現 状 と 課 題 】

2017年に県内の刑事施設を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できずに出所した者が27%を占めています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止の観点からも重要です。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されています。

そうした中、近年、入所者において、薬物依存者や高齢者又は障がいのある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として社会復帰に向けた様々な支援を行う役割が求められています。

しかしながら、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない上、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより賃貸契約ができず、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所してしまうことなどが課題となっています。

### 【 具 体 的 施 策 】

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

## 【民間の取組】更生保護施設

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがなく、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

県内には、横浜市に更生保護法人まこと寮と更生保護法人横浜力行舎、川崎市に更生保護法人川崎自立会、小田原市に更生保護法人報徳更生寮と、4つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

また、川崎自立会は、2016年度に建て替えられ、新しい施設では地域交流室を設けて地域住民に開放し、より地域に開かれた施設となりました。建替えに当たっては、県も助成を行い、支援しています。



川崎自立会・外観



川崎自立会・地域交流室

横浜力行舎は、社会福祉法人幼年保護会更生施設甲突寮と併設されており、お年寄りが安心して暮らすことができる施設です。まこと寮は、施設内において本人の特性に応じたプログラムを実施しています。報徳更生寮は、勤務がない休日に何日もかけて自主的に寮内を清掃した寮生を表彰するなど、その行動を褒めて自立を支援しています。

これら更生保護施設では、地域の更生保護女性会による昼食会や餅つき会の定期的な開催、地域の保護司会によるバーベキュー会や清掃奉仕、地域のBBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）から映画会やバレンタインデーの催しをしてもらうなど、地域との融和を心掛けて運営されています。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

#### 【現状と課題】

2017年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の全世代の再入者率が53.1%であるのに対し、65歳以上の高齢者は再入者率が66.7%と高くなっています。また、入所時の精神診断の結果、再入者のうち、16.4%の者が知的障がい、神経症性障がい、その他の精神障がいがありました。さらに、平成30年版犯罪白書によると、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は「認知症疑い」の状況であり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。また、2017年に神奈川県で検挙された高齢者の罪種別内訳では、窃盗が約7割を占めています。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。加えて、刑事施設では、改善指導プログラムを通じて、高齢者又は障がいのあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること等に取り組み、少年院においては、発達障がいその他の発達上の課題があり、特別の配慮が必要な者に対し、個別に配慮を行ってきました。

また、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、法務少年支援センター（少年鑑別所）及び保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組を実施しています。

しかしながら、神奈川県地域生活定着支援センターのコーディネート業務開始件数の約5割を占める高齢者でかつ障がいのある者には、より一層の支援が必要であることや、社会福祉施設等が高齢者又は障害のある犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担が掛かり、社会福祉施設等を支援する取組が不足していることなどの課題があります。

## 【 具 体 的 施 策 】

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

## 【国の取組】 地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援

検察庁では、警察等から事件が送検された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを判断し、起訴のうち公判請求した事件について、裁判で適切な判決が宣告されるよう公判立証を行っています。

加えて、刑事政策総合支援室を設置して、①犯罪被害者の支援や、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三者連携とともに、③罪を犯した高齢者・障がい者・生活困窮者等の社会復帰支援を行っています。

このうち、社会復帰支援は、検察官が、再犯の防止（再被害の防止でもある。）のためには、医療・福祉の支援が必要な被疑者・被告人について、刑事政策総合支援室の非常勤職員である社会福祉アドバイザー（社会福祉士と精神保健福祉士の有資格者）が、本人と直接面談し、本人から福祉的・医療的ニーズを引き出して、居住・就労・医療・生活等の支援について検討し、本人の希望を踏まえて、検察官に助言する取組です。

不起訴段階で支援した事案には、例えば、認知症が疑われる高齢者やひとり親家庭の親による食料品の万引き、知的障がいや精神障がい疑われるのに福祉や医療の支援につながない人による軽微な犯罪などがありました。不起訴段階の支援は、刑務所出所者への支援と異なり、地域に居住し、家族がいて、学校や職場とも繋がっている被疑者が多く、早期発見・早期対応による再犯防止の効果が高いものです。もちろん、地域に戻るには、被害者や地域住民の理解が不可欠であり、犯罪被害者の支援を十分に行うことが前提となり、地域福祉の推進も必要です。

また、公判段階で支援した事案には、例えば、精神障がいがあって限定的な責任能力しかないとして執行猶予付きの判決が宣告された住居不定の被告人を、福祉事務所や医療機関と協力して、入院医療につなぐことができた事案がありました。この事案では、弁護人も被告人の意思確認を行うなど協力してくれました。公判段階では、弁護人による被告人への福祉的・医療的支援も積極的に行われており、弁護士会との連携も進めています。

【県の取組】神奈川県地域生活定着支援センターの取組

刑又は保護処分の執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいのあるため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。そのため、2009年度から「地域生活定着促進事業」が開始され、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置されました。

神奈川では、「神奈川県地域生活定着支援センター」を2010年12月1日に開設し、以下の業務に取り組んでいます。

(1) コーディネート業務

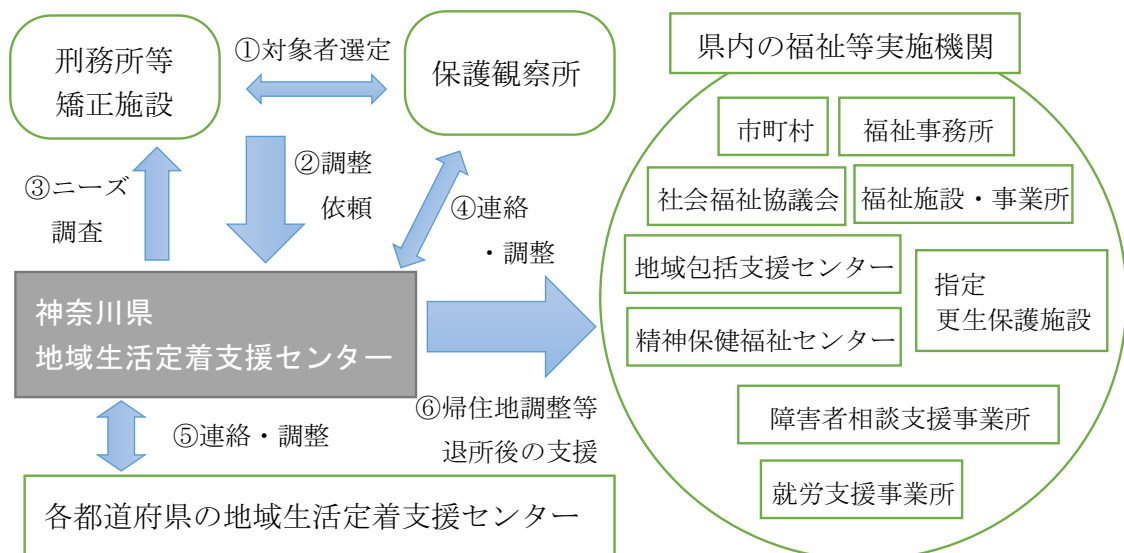
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

(3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。



## 【民間の取組】神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携

神奈川県弁護士会（以下「弁護士会」という。）と公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「社会福祉士会」という。）は、2015年に刑事弁護における協定書を結び、「捜査段階（被疑者）」および「公判段階（被告人）」等において、障がいや疾病等により福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を連携して行っています。

この取組では、福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の弁護人として選任された弁護士が、弁護士会を通じて社会福祉士会へ福祉的支援に関する協力を依頼し、協力可能な場合には社会福祉士会が担当の社会福祉士を選任します。そして、社会福祉士が被疑者・被告人と接見し、状況を確認、福祉的支援が必要な場合、障がいや疾病の状態、生活環境等に関するアセスメントを行い、弁護人と社会福祉士で居住環境や医療・福祉サービスの利用調整等を実施して、被疑者・被告人本人の意思確認を行いながら更生支援計画書を作成します。

弁護人が、裁判所に対して更生支援計画書の証拠請求を行った後、弁護人と社会福祉士は、本人の釈放時期の目途がついた段階で、更生支援計画書に基づき、本人の福祉的支援に関係する自治体担当部署や支援者等と釈放となった場合の対応を協議し、釈放直後には、速やかに福祉的支援を受けられるよう、キーパーソンや安定した支援体制に引き継がれるまで活動を行います。

両会の連携により、早い段階で罪を犯した障がい者の更生支援が行われることで、再犯防止にもつながっています。



## (2) 薬物依存を有する者等への支援

### 【現状と課題】

全国の覚せい剤・大麻等薬物犯罪の検挙者数は高水準で推移しており、特に大麻事犯検挙者数は、年々増加傾向にあります。

国においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムを開発して実施しており、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、2016年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

また、横浜保護観察所管内で保護観察を開始した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に占める薬物事犯保護観察対象者の割合は約3割を占めており、さらに、2018年に覚せい剤取締法違反で刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入者の割合は65%であり、再犯により入所する者が依然として多くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

そこで、薬物やアルコール等の依存のある犯罪をした者等に対して、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の整備、支援者の人材育成及び民間支援団体の活動支援等を行う必要があります。

さらに、薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

### 【具体的施策】

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。

- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

### 【県の取組】神奈川県立精神医療センターの取組

#### スマーブ SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)

米国マトリックス研究所で開発された外来薬物依存治療プログラムを参考にし、神奈川県立せりがや病院(現・神奈川県立精神医療センター)で開発され、その後全国に普及した薬物再使用防止プログラムです。

参加者はワークブックを使いながら依存している薬物がなぜ危険なのか、再使用の「引き金」は何か、どのようにして危険な状況を避けるかなどを過去の経験を振り返りながら学びます。グループメンバーが共に語り合い、新しい生き方を互いに認め合いながら断薬の継続を進めていきます。

#### サーブ SARPP (Serigaya Alcohol Relapse Prevention Program)

上記 SMARPP を参考に神奈川県立せりがや病院で開発された外来アルコール治療プログラムです。

ワークブックでは自分にとってなぜアルコールが問題なのか、お酒のない生活で見つけられるものは何かなどを考えていきます。お酒をやめることのみを目的とするのではなく、「よりよく生きる」「健康を取り戻す」「人間関係を回復する」などの視点でお互いに飲まない苦労や喜びを気楽に話せるようなミーティングを目指しています。

### 3 非行の防止等

#### (1) 非行の防止等

##### 【現状と課題】

2017年に県内で、検挙・補導された非行少年は2,814人で、前年に比べて約14%減少しており、刑法犯で検挙・補導された少年は11年連続で減少しています。また、2017年中に少年院に入院した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入院者の割合は約13%でした。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援、児童生徒に対する法教育、保護者や学校関係者に対する適切な教育・指導等に資する助言、心理的支援等を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

##### 【具体的施策】

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。

- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 神奈川県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

【国の取組】よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）の取組（その1）

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の施設ですが、これに加えて、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。横浜市港南区にある横浜少年鑑別所も、よこはま法務少年支援センターとして、少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、どなたでも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に応じています。



- ・ 一般の方からの相談への対応
  - 保護者や本人からの、非行、犯罪行為、親子関係に関する相談、刑務所出所者等を雇用した事業主や雇用された本人からの職場でのトラブルや交友関係に関する相談に対応
- ・ 県内の関係機関等とのネットワークへの参画
  - 児童支援・生徒指導専任教諭協議会への参加
  - 自治体の学齢期支援に係る定期的な連絡会への参加
  - 児童相談所とよこはま法務少年支援センターとの連絡会の開催
  - 支援会議（障害者福祉）への参加

- ・ **研修・講習会・講演への職員派遣**
  - 生徒指導担当、特別支援学校等、学校教諭を対象とした研修への講師派遣
  - 青少年指導員等を対象とした研修への講師派遣
- ・ **青少年の指導に関する助言**
  - 学校や教育委員会を通じて依頼を受けて、非行傾向のある児童・生徒への面接、心理検査、ワークブックを実施
- ・ **法教育授業等への職員派遣**
  - 特別支援学校の生徒を対象とした出前授業を実施
- ・ **小児療育相談センターとの連携**
  - 利用者に対する助言、利用者家族向け講義を実施

〈一般の方からの相談への対応例〉

小学校高学年で転校し、その後、母親の財布から小銭をこっそり持ち出すようになった。また、同級生のキーホルダーがなくなったことがあり、息子が盗んでいるのではないかと疑われた。厳しくしつけをしたつもりなのに、息子は犯罪者になってしまうのか（保護者からの相談）。

⇒ 心理学を専門とする職員が、保護者と個別面接を行い、金銭持ち出しの背景要因をともに考え、叱責や厳しいしつけで解決するものではなく、転校後の息子の気持ちを引き出すように促すなど、具体的な助言を継続的に行ったところ、問題行動が改善しました。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

## 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

### (1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

#### 【現状と課題】

犯罪時の居住地が神奈川県であった2017年中に刑事施設に入所した者のうち、窃盗をした者の再入者率は約64%でした。また、入所受刑者全体の犯罪時における暴力団の加入状況は約10%でした。再犯防止のための支援を効果的に行うためには、こうした犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じた支援等を実施することが重要です。

国においては、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

一方で、ストーカー・DV加害者や窃盗犯、暴力団離脱者、非行少年、認知症高齢者、発達障がいのある者等、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要性が高くなっています。

#### 【具体的施策】

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。(再掲)
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。(再掲)

- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。(再掲)
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。(再掲)
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。(再掲)
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。(再掲)
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。(再掲)
- 発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。(再掲)



## 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動の促進

#### 【現状と課題】

地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に大きく支えられています。例えば、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアが再犯防止に携わっています。こういった民間協力者や更生保護法人等の民間団体は、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

#### 【具体的施策】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援します。(再掲)
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。(再掲)
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター(横浜少年鑑別所)、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

## 【民間の取組】更生保護ボランティアの取組

更生保護の活動は、保護観察所などの国の機関と、更生保護ボランティアなどの民間の方々が連携・協働して行っています。近年、更生保護が当面する課題が複雑多様化する中、更生保護ボランティアである、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員は、それぞれの特性を生かしながらも、今まで以上に連携を強化して、更生保護の一層の充実・強化を図る必要があるとの認識の下、2014年3月に「更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言」が行われました。神奈川県においても2017年3月に「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われたところであり、安全・安心な地域づくりのために、相互に連携して活動に取り組んでいます。

### 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。身分は非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されていません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑務所や少年院に入っている人が、釈放された後にスムーズに社会生活を営めるよう、帰宅先の生活環境の調整などを行っています。神奈川県では約1,700人の保護司が活躍しています。

### 更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪や非行をした人の立ち直り支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願って、関係団体と連携しながら地域の子育て支援などにも取り組んでいる女性ボランティア団体です。神奈川県では約5,300人の会員が活躍しています。

### BBS会

BBS会は、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、非行少年たちの話相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けする「ともだち活動」などを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。神奈川県では約100人の会員が活動しています。

## (2) 広報・啓発活動の推進

### 【現状と課題】

再犯や非行を防止するため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、県内ではさまざまな犯罪予防活動や啓発活動が実施されています。一方で、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、保護観察所が中心となり、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、7月を再犯防止啓発月間に定め、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施しています。矯正施設においては、刑事施設を中心に、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売会、募集参観等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に実施しています。

県では、「社会を明るくする運動神奈川県推進委員会」において、犯罪の防止と立ち直りへの理解を深める作文コンテストや、街頭啓発キャンペーンを県内各地で展開しています。しかし、2017年に実施された“社会を明るくする運動”の県における行事参加人数は82,124人で、増加傾向ですが、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではなく、“社会を明るくする運動”やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

### 【具体的施策】

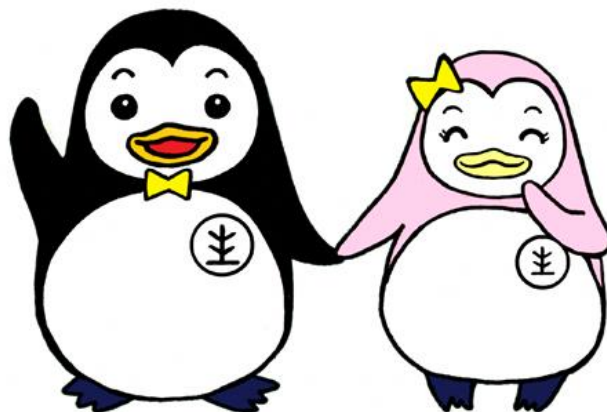
- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。(再掲)
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)

- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。

### 【民間の取組】神奈川県における“社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、県内各地で更生保護の普及活動が行われています。



更生保護のマスコットキャラクター  
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



2018年9月に、「横浜F・マリノス」協力のもと実施された試合会場における広報活動

## 【国の取組】神奈川県における矯正展

刑事施設では、刑務作業の現状と重要性を国民の皆様に広く知っていただくため、受刑者が改善更生を目指して製作した刑務所作業製品の展示・即売を行うほか、刑事施設の取組を始めとする矯正行政の広報を行う「矯正展」を開催しています。

矯正展の開催に当たっては、日頃からお世話になっている近隣住民の方々に楽しんでいただけるよう、施設見学や性格検査体験にとどまらず、イベントの開催にも知恵を絞っており、近隣の学校の吹奏楽部による演奏、幼稚園児によるお遊戯、更生保護女性会による合唱なども行われています。

神奈川県内では、横浜刑務所が例年11月の最初の週末に「横浜矯正展」を開催しており、2018年には、初日が近隣の横浜市港南区役所等で実施される「ひまわりフェスタ」と同時開催であったこともあり、2日間で2万1千人を超える入場者がありました。特に横浜刑務所の工場で受刑者が生産している乾めん（細うどん）を使用した「きつねうどん」が人気を集めたほか、隣接する横浜少年鑑別所の見学も多くの参加がありました。

また、横須賀刑務支所でも、例年10月の下旬に「横須賀矯正展」を開催していて、2018年は2千名を超える来場者があり、特に同支所で受刑者が生産している石けんの売場に長蛇の列ができました。

このほか、久里浜少年院でも、学校教職員や大学生のほか、県内に在住又は通勤の市民の方を対象に、定期的に募集参観を実施しております。



- ① 横浜矯正展全景
- ② 横須賀矯正展開場時
- ③ 横浜少年鑑別所見学状況

①

③



②



## 【国の取組】横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」

各地の地方検察庁では、2012年に再犯防止が閣僚会議で宣言された後、刑事政策を行う部門を設置して、福祉職（社会福祉士・精神保健福祉士）を配置するようになりました。

もちろん、検察の主たる職務は、送検された事件につき、捜査して適正な刑事処分を決め、公判請求した事案につき、立証して適正な量刑を確保することです。そして、その権限は法に基づき、謙抑的に行使されています。

しかし、他方で、検察は刑事政策として再犯防止を目指す使命があり、福祉や医療の支援を必要としている障がい者・高齢者・生活困窮者等にニーズを発見する機能を果たすことも求められています。すなわち、検察は再犯防止を目指して支援対象者を発見し、検察に配置されている福祉職は、支援対象者のために、ソーシャルワークの価値や理念に基づく、支援を行い、司法と福祉が、異なる目的のもと、協働しています。

横浜地方検察庁においても、このような社会復帰支援の取組を、「ふれあい広報」として、見学に来てくれる県民の皆さんに紹介したり、地域の福祉機関や医療機関に出向いて説明したりしています。地域の福祉機関や医療機関の福祉職は、罪を犯し支援を必要としている高齢者、障がい者、生活困窮者の存在を知ると、積極的に協力を申し出てくれます。

社会復帰支援の「ふれあい広報」は、刑事司法と医療・福祉の接点を、堅い壁ではなく、開かれたドアにするものであり、今後の司法と福祉のネットワークづくりの第一歩になると考えています。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 神奈川県再犯防止推進会議

計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。  
〔構成員〕有識者、国関係機関職員、関係団体職員、県社会福祉協議会職員、  
県民、など

氏名	職名等
小西 暁和	早稲田大学法学学術院 教授
森 卓爾	神奈川県弁護士会 会員
村木 康弘	横浜保護観察所 次長
松田 芳政	横浜刑務所 首席矯正処遇官
原 一広	横浜少年鑑別所 地域非行防止調整官
杉村 二	久里浜少年院 次長
中村 葉子	横浜地方検察庁 総務部長
白戸 順一	神奈川労働局 職業紹介係長
石渡 勝朗	神奈川県保護司会連合会 会長
大伴 好子	神奈川県更生保護女性連盟 会長
小川 めぐみ	神奈川県BBS連盟 会長
志村 宗男	神奈川県更生保護事業連盟 会長
竹内 政昭	更生保護法人神奈川県更生保護協会 事務局長 認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構 事務局長
山下 康	神奈川県地域生活定着支援センター センター長
伊部 智隆	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 総務企画部参事
原田 忠志	公募委員

注 2019年1月29日現在

#### (2) 福祉21推進会議

庁内関係部局で構成する当該会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

#### (3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図ります。

## 2 進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、評価結果については、県ホームページで公表します。

### (1) PLAN (計画)

---

---

神奈川県再犯防止推進会議等の議論を踏まえ、5年ごとに計画を改定。

### (2) DO (実施)

---

---

計画に位置付けた事業の実施。

### (3) CHECK (評価)

---

---

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県再犯防止推進会議において評価。

### (4) ACTION (改善)

---

---

計画に位置付けた事業の実施状況及び評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

また、国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。



## 第5章 資料

### 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

- 第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び

非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯防止推進計画〔概要〕（出典；平成30年版再犯防止推進白書による）

## 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

### 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

### 7つの重点課題と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



#### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

#### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

## 用語の説明

### 【あ行】

#### アディクション

英語の「addiction」をカタカナで表記したもの。嗜癖<sup>しへき</sup>と訳され、「止めようと思いつつも止めることのできない悪い習慣<sup>ふけ</sup>に耽<sup>ふ</sup>ってしまうこと」をいう。物質依存（アルコールや各種薬物等）、行動嗜癖（ギャンブル障がい、ゲーム障がい等）がある。

### 【か行】

#### 改善指導

刑事施設において、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもの。一般改善指導及び特別改善指導があり、①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」及び⑥「就労支援指導」の6種類の特別改善指導が実施されている。

#### 仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

#### 観護処遇

少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）。

#### 鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

#### 起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分。

#### きょうかいし 教誨師

全国の矯正施設に収容されている人たちの宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の宗教家。

#### 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

### **矯正就労支援情報センター室（コレワーク）**

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を収容する刑事施設・少年院を紹介する国の機関で、全国に2か所設置されている。

### **協力雇用主**

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

### **刑事施設**

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

### **刑の一部の執行猶予制度**

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができるとする制度。

### **刑務所出所者等就労奨励金制度**

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

### **更生保護**

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

### **更生保護施設**

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

### **更生保護女性会**

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

### **更生保護法人**

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。



## 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。

### 【さ行】

#### 再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

#### 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

#### 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

#### 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

#### 少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

#### 処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い。

#### 初入者

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者。

#### 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

#### 生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置する自立相談支援を実施する機関。福祉事務所を設置する自治体は自立相談支援事業の実施が必須。

## 全部執行猶予

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予。

### 【た行】

#### 地域生活定着支援センター

高齢又は障がいをもつことにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。

#### 地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

#### 地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力。

### 【な行】

#### 入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者。

### 【は行】

#### 非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

## BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

#### 法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第 131 条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組むに当たり使用している名称。

## **保護観察**

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

## **保護司**

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施，犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

## **【や行】**

### **薬物クリーンかながわ推進会議**

県内の各機関、団体が相互に連絡・調整を図り、県民一体となった薬物乱用防止啓発運動を展開し、“不正薬物の存在しない”、“不正薬物の進入を許さない”「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的として、平成4年に設立された。薬物乱用防止講演会や街頭キャンペーンなどの薬物乱用防止啓発活動を行っている。

## 計画の策定経緯

### 1 計画への県民意見の反映

「神奈川県再犯防止推進計画」計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2018年12月21日から2019年1月21日まで

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

ア 提出意見件数 74件

イ 意見提出者数 30人・団体（個人；24人、団体；6団体）

ウ 意見の内訳

No.	意見内容	件数
1	計画の概要	2
2	本県における再犯防止を取り巻く状況	6
3	施策の展開	50
4	計画の推進体制	1
5	資料	1
6	その他	14
合計		74

エ 計画への反映状況

No.	意見内容	件数
1	新たな計画に反映しました。	25
2	新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	12
3	今後の政策運営の参考とします。	22
4	反映できません。	1
5	その他（感想・質問等）	14
合計		74

## 2 会議等による検討

### (1) 神奈川県社会福祉審議会

- ア 2018年11月7日 計画の策定について
- イ 2019年2月6日 計画の策定について

### (2) 神奈川県再犯防止推進会議

- ア 2018年8月1日 計画骨子案について
- イ 2018年10月29日 計画素案について
- ウ 2019年1月29日 計画案について

### (3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- ア 2018年9月 計画骨子案について
- イ 2018年12月 計画素案について
- ウ 2019年2月 計画案について

### (4) 福祉21推進会議（地域福祉部会）

- 2018年10月9日 計画の策定について

## 3 市町村への情報提供、市町村との調整等

- 2018年3月22日 県・市町村地域福祉主管課長会議  
(再犯の防止等の推進について)
- 2018年11月1日 県・市町村意見交換会  
(計画素案について)
- 2019年3月22日 県・市町村地域福祉主管課長会議



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)